

米原市工場等誘致条例の一部改正および名称変更について

1 改正の背景

(1) 本市の企業誘致について

本市では、工業系地域への企業誘致に取り組むとともに、既存事業所の拡大再投資を支援することで雇用機会の創出と維持を図り、市内取引の活性化など地域経済活性化を推進しています。

本市の産業振興政策として位置付ける「企業誘致」について、企業ニーズの把握や工業用地の確保に努めるとともに、奨励制度の充実に取り組み、人口や税収の増加、地域経済の活性化に結び付けます。

(2) 条例の名称変更について

今後は、多様化する企業ニーズに対応した企業誘致の促進を図るとともに、すでに市内で操業している企業も利用しやすいよう、奨励制度を拡充する内容としたため、条例の名称を「**米原市工場等誘致条例**」から、「**米原市企業立地促進条例**」に名称変更します。

2 現行の工場等誘致奨励制度の内容

① 奨励措置の対象業種

対象業種	製造業、情報通信業、運輸業および卸売業 上記事業のための試験研究
------	-------------------------------------

② 奨励措置の適用要件

次の要件を全て満たすもの	【新設の場合】	【増設の場合】
固定資産（建物、償却資産）を取得するために要した費用の総額	5億円以上	1億円以上
新たに増加する雇用者の数	10人以上	5人以上
工場等の敷地面積が5,000㎡以上かつ建物延べ床面積が2,000㎡以上		
公害防止協定の締結		

③ 奨励措置の内容

工場等設置促進奨励金	工場等が事業の用に供した日以降に課税される固定資産税および都市計画税の相当額を、3年間の各年度の割合を乗じた額を交付する。 【初年度】 100% 【2年度】 75% 【3年度】 50%
雇用促進奨励金	工場等が事業の用に供した日以降に1年間継続して雇用されている者のうち、市内に3月以上住所を有する者の数に応じた額を交付する。 【一般雇用】 20万円 【障がい者雇用】 40万円

3 工場等誘致奨励制度の交付実績

① 適用対象の概要

※平成 20 年 4 月施行、令和 5 年 3 月現在

企業数	新增設	交付件数	工場奨励金 (千円)	雇用奨励金 (千円)	交付総額 (千円)	雇用数 (人)
9 社	新設	1 件	714,672	28,900	743,572	171
	増設	12 件				

② 企業誘致活動の実績について



雇用創出数

約 **2,940** 人

奨励金を受けた事業所の令和 5 年度の全従業員数



米原市民の雇用数

約 **1,000** 人

平成 22 年度以降の雇用数（退職者含む）

進出企業が雇用を創出し、米原市民の雇用を支える。



市内企業との取引

年間約 **7** 億円



取引している市内企業数

約 **80** 社

産業の振興を図り、市の経済の活性化および財政基盤の強化を目指す。

4 制度見直しの方針（対象業種・要件）

■幅広い産業の活性化を促すとともに、市内企業の拡大も呼び込む制度とします。

- ・対象業種に宿泊業を追加することで、幅広い産業の活性化を促し、交通の要衝として魅力あるまちづくりを進めます。
- ・面積要件は、事業用地が不足している実情に合わせ、投資額を中心とする適用要件に整理し、企業誘致の促進を図るとともに、市内企業の拡大を本市に呼び込みます。
- ・雇用要件は、人口減少・工場等の自動化が進んでいる実情に合わせた雇用要件に整理し、自治体との競争力を高めます。

要件

		現制度	見直し（案）
要件	対象業種	製造業、情報通信業、運輸業および卸売業 上記事業のための試験研究	業種拡大 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、 宿泊業 および 試験研究
	投資額	【新設】5億円以上 【増設】1億円以上 ※（土地取得費を除く。）	【新設】5億円以上 【増設】1億円以上 ※（土地取得費を除く。）
	立地面積	敷地5,000㎡以上かつ延床2,000㎡以上	廃止 廃止
	新規雇用	【新設】10人以上 【増設】5人以上	大幅緩和 【新設・増設】5人以上
	協定締結	公害防止協定の締結	追加 公害防止および環境保全に関する協定の締結

5 制度見直しの方針（奨励措置）

■企業の拡大について、総合的に支援できる制度とします。

- ・用地取得から操業開始までの期間を2年以内とする企業が大多数であり、このような企業のニーズに合う事業用地を確保することが難しい中、本市での立地を促進していく必要があります。さらに、インターチェンジの開設や新工業団地の造成など、新たな産業インフラの整備計画が進む中、本市の積極的な姿勢を示す必要があるため、工場等設置促進奨励金の交付額を拡大するとともに、初期投資に関する部分を支援する「工場等設備投資促進奨励金」を新設します。
- ・新たに雇用された若者等の居住地を本市に誘導するために、市内に居住する者に住居手当を支給する企業を支援する「従業員住居手当奨励金」を新設します。さらに、奨励金を活用することで企業の福利厚生制度を充実させることが可能となることから、採用力強化の支援にも繋がります。

奨励措置

		現制度	見直し（素案）
奨励措置	工場等設置促進奨励金	工場等が事業の用に供した日以降に課税される固定資産税および都市計画税の相当額を、3年間の各年度の割合を乗じた額を交付する。 【初年度】 100% 【2年度】 75% 【3年度】 50%	工場等が事業の用に供した日以降に課税される固定資産税および都市計画税の相当額を、3年間の各年度の割合を乗じた額を交付する。 【初年度】 100% 【2年度】 100% 【3年度】 100% 大幅拡大
	雇用促進奨励金	工場等が事業の用に供した日以降に1年間継続して雇用されている者のうち、市内に3月以上住所を有する者の数に応じた額を交付する。 【一般雇用】 20万円 【障がい者雇用】 40万円	工場等が事業の用に供した日以降に1年間継続して雇用されている者のうち、市内に3月以上住所を有する者の数に応じた額を交付する。 【一般雇用】 20万円 【障がい者雇用】 40万円
	工場等設備投資促進奨励金	新規制度 <目的> 本市の積極的な企業誘致の姿勢を示す必要があることから、本市での立地を促進するため、初期投資に関する部分を支援する。	工場等が事業を開始する日までに取得した建物および償却資産の取得に要した費用に対して、10分の1を乗じた額を交付する。 【上限】 5,000万円 【交付回数】 事業開始時に1回のみ
	従業員住居手当奨励金	新規制度 <目的> 新たに雇用された若者等の居住地として、近隣の市を選択される実態がある中、まちの元気には、人の定住、人口増加が必要であるため、本市を居住地として誘導する。	工場等の拡大のために新たに雇用し、市内に住所を有する者に支給する住居手当に対して、2分の1を乗じた額を交付する。 【上限】 1万5千円/1人・月額 【対象住宅】 賃貸住宅 【対象期間】 3年間

6 制度改正に向けたスケジュール

令和6年3月	令和6年第1回定例会に条例改正（案）を上程
4月	改正条例施行